

## 防疫措置基準（イノシシ）

### 1 趣旨

愛知県の発注する指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に実施するため、豚熱陽性地域において、イノシシを捕獲した場合の防疫措置方法を定める。

### 2 作業時の服装

捕獲したイノシシの放獣、捕獲、回収、運搬、処分等の作業にあたっては、原則として以下を着用する。

- ・ 使い捨て防護服  
（又は付着した血液等の洗浄や消毒ができる服やカップ等）
- ・ 使い捨て手袋（ゴムやビニールの不浸透性材料）
- ・ マスク
- ・ 長靴

### 3 イノシシの回収・運搬方法

イノシシの回収・運搬にあたっては、以下に留意する。

- （1）死亡したイノシシ又は捕獲したイノシシを、ブルーシートや厚手のビニール袋等に入れる。血液や糞便等が漏れ出さないよう、二重にしたり、ビニールテープで留める等の措置を行うこと。
- （2）ブルーシートやビニール袋の表面を消毒液で十分に消毒する。
- （3）運搬車両に直接イノシシが触れないよう、荷台にビニールシートを敷く等の必要な措置をとる。

### 4 消毒

回収地点や使用した道具等について、以下のとおり消毒を実施する。

#### （1）回収地点の消毒

捕獲したイノシシを止め刺しした地点又は死亡したイノシシのいる地点の半径1mの範囲を、地表面が湿るまで消毒液を噴霧する。

なお、イノシシの回収時に血液や糞便等が付着した地点等も同様な消毒を実施すること。（必要に応じて関係機関や土地の所有者と消毒方法を調整する。）

#### （2）わな等の捕獲器具の消毒

捕獲したイノシシに使用したわな等の器具を、消毒液に浸漬あるいは、噴霧器等で噴霧することにより、消毒する。

※ わな等の捕獲器具は、捕獲場所にて消毒すること。

※ 次に使用する際には、水でよく洗浄すること。

#### （3）長靴の靴毒の消毒

消毒液を噴霧器等で噴霧する。

（靴底は、消毒槽や消毒マットを設置し、消毒する）

※ 靴底は、回収地点を離れる際及び作業の都度、必要に応じて消毒すること。

#### （4）車両（タイヤ、荷台等）の消毒

車両の足回りや荷台、イノシシが接触した箇所に消毒液を噴霧器等で噴霧する。

タイヤは、回収地点を離れる際に消毒すること。

**(5) 手指の消毒**

消毒用アルコール等を手指に噴霧して消毒する。

※ 使い捨て手袋は回収等の作業の都度交換するとともに、手指を消毒すること。

**(6) 死体を埋設する場合**

掘った穴の底に消石灰を撒き、その上に死体を置き、死体の上にも消石灰を撒いてから埋設する。更に、被せた土の上にも消石灰を散布すること。

**(7) 廃棄物の処理**

使い捨て防護服や手袋等、作業時に使用したもの（洗浄・消毒したものを除く）は、ゴミ袋に入れて密封し（必要に応じ袋の外側を消毒する）、適切に廃棄すること。

**○ 消毒液について**

逆性石鹼（パコマ等）を適切に調整（希釈）したものを使用すること。

## 防疫措置基準（ニホンジカ）

### 1 趣旨

愛知県の発注する指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に実施するため、豚熱陽性地域において、ニホンジカを錯誤捕獲した場合の防疫措置方法を定める。

### 2 消毒

使用した道具等について、以下のとおり消毒を実施する。

#### （1）わな等の捕獲器具の消毒

錯誤捕獲したニホンジカに使用したわな等の器具を、消毒液に浸漬あるいは、噴霧器等で噴霧することにより、消毒する。

※ わな等の捕獲器具は、捕獲場所にて消毒すること。

※ 次に使用する際には、水でよく洗浄すること。

#### （2）衣類・靴の消毒

消毒液を噴霧器等で噴霧する。

（靴底は、消毒槽や消毒マットを設置し、消毒する）

※ 靴底は、回収地点を離れる際及び作業の都度、必要に応じて消毒すること。

#### （3）車両（タイヤ、荷台等）の消毒

車両の足回りや荷台、ニホンジカが接触した箇所に消毒液を噴霧器等で噴霧する。

タイヤは、回収地点を離れる際に消毒すること。

#### （4）手指の消毒

消毒用アルコール等を手指に噴霧して消毒する。

#### （5）廃棄物の処理

使い捨て防護服や手袋等、作業時に使用したもの（洗浄・消毒したものを除く）は、ゴミ袋に入れて密封し（必要に応じて袋の外側を消毒する）、適切に廃棄すること。

#### ○ 消毒液について

逆性石鹼（パコマ等）を適切に調整（希釈）したものを使用すること。